

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I. 現状

(1) 地域の災害リスク

相生市は瀬戸内海に面し、相生湾が市街地中心部まで深く湾入している西播磨地域では珍しい地形で、市街地の周囲は200～400mの小起伏山地に囲まれた地形となっている。海岸部は、海進によって沖積層が水没し、後背地がほとんど無くなってしまった典型的な沈降性の海岸地形である。

なお、相生市の中心市街地はJR相生駅から南側（海側）に位置し、相生湾の最深部までの南北約2.5km、東西約1kmの範囲で、主に「陸地区」「那波地区」「旭地区」と呼ばれる地域である。

【洪水】

当市のハザードマップ（1,000年に1度〔年に0.1%〕の確率で発生する想定最大規模の大雨による浸水想定区域図）によると、市内を流れる河川に隣接している地域の大部分が0.5m～3.0m未満の浸水及び家屋倒壊等氾濫想定区域に指定されており、当所が立地する中心市街地も0.5m～3.0m未満の浸水が想定されている。

【土砂災害】

当市のハザードマップによると、山地に隣接している地域の至る所が土砂災害警戒区域に指定されている。中心市街地では、「陸地区」は北部、「那波地区」は西部、「旭地区」東部が山地に接しており、多くの場所が土砂災害警戒区域に指定されている。

【高潮】

当市のハザードマップ（想定し得る最大規模の高潮による高潮浸水想定区域図）によると、中心市街地の内「那波地区」、「旭地区」の高潮による被害は3.0m～5.0m未満の浸水が想定され、「陸地区」においても0.5m～3.0m未満の浸水が想定される地域がある。相生市内には4つの商店街（会）が組織されているが、全て中心市街地の範囲に位置しており、当所の立地している旭3丁目付近も高潮による被害で3.0m以上の浸水が想定されている。また、海岸線にある工場地帯においても0.5m～3.0m未満の浸水の被害が予想されている。

【地震・津波】

当市のハザードマップによると南海トラフ地震（想定地震規模M9.0、発生確率は今後30年以内で70～80%程度）では、海岸線の工場地帯、「那波地区」「旭地区」の中心市街地、さらにJR相生駅から東側市境界付近までの国道2号、JR山陽線に沿った地域において震度6弱が想定され、市内全域としても大部分は震度5強以上の想定がされている。さらに、中心市街地の「那波地区」「旭地区」は液状化の危険度が極めて高く、津波による被害も「旭地区」は0.5m未満の想定だが「那波地区」は大部分が0.5m～3.0m未満の浸水が想定されている。また、山崎断層帯地震（想定地震規模M8.0、発生確率は今後30年以内で0.01%）では、中心市街地は震度5強以上の想定がされている。

【感染症】

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 1,011
- ・小規模事業者数 804

業種別事業所数（令和3年経済センサスより）※合計との差はその他の業種

業種	建設業	製造業	卸・小売業	宿泊・ 飲食サービス業	生活関連サービス業 ・娯楽業	合計
事業所数	125	95	237	114	112	1,011
内小規模事業者数	120	68	161	89	95	804
備考	市内各所に分布	特に沿岸部に多い	市内各所に分布しているが、特に中心部に多い	中心部に多い	市内各所に分布	

(3) これまでの取り組み

1) 相生市の取組

- ①相生市地域防災計画の全面見直し（令和5年度改訂、令和6年度改訂予定）
- ②総合防災訓練の実施
- ③西播磨地域広域防災対応計画に基づく直接備蓄の実施
- ④防災講演会の実施
- ⑤住民への防災説明会への講師派遣 等

2) 相生商工会議所の取組

- ①事業者BCPに関する国・兵庫県の施策の周知
- ②事業者BCP策定セミナーの開催
- ③兵庫県共済協同組合と連携しての各種損害保険や日本商工会議所保険商品への加入促進
- ④災害時に事業者支援の拠点となるべく、事業所情報等を保存しているサーバを2階へ移設し、併せて電話回線も屋上より引き込むことで高潮被害から守る対策の実施
- ⑤避難訓練の実施
- ⑥相生市が実施する防災訓練への参加及び協力

II. 課題

現状では、自然災害等による緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している。といった課題が浮き彫りになっている。

感染症対策においては、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

サイバー攻撃対策においては、攻撃を受けていることにも気づかず、知らぬ間に個人情報抜き取られたり、システムへのアクセス制限がかけられ身代金を要求される等のケースもあるため、システムにウイルス対策ソフトを導入する、OS・ソフトウェアを最新の状態にしておく、パスワードは長く複雑にし、使い回さない等の対策の必要性を周知するなどが必要である。

Ⅲ. 目標

- ・地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時、非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、相生市と当所との間における被害情報報告、共有ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

○成果目標

商工業者数	小規模事業者数	事業年度	策定目標（事業者数）	
			BCP	事業継続力強化計画
1,011	804	R7	2	1
		R8	2	2
		R9	3	2
		R10	3	2
		R11	3	2

※ その他 ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

- ・計画期間は5年とします。

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当市と当所の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時にハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政支援の活用等）について説明する。
- ・当所会報（奇数月の隔月発行）や市広報（毎月発行）、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。紹介等の実施は必要に応じて実施する（最低年1回以上）。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。セミナー等の実施はBCP策定セミナーやサイバーセキュリティーセミナー等毎年内容を検討し年1回実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・サイバー攻撃の対策については、兵庫県警と連携したサイバーセキュリティーセミナーの開催や、当所会報・市広報、ホームページ等において、サイバー攻撃の脅威や対策の必要性を周知する。

2) 商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・当所は平成24年事業継続計画（BCP）を作成（令和6年改訂）（別添）。

3) 関係団体等との連携

- ・損保会社等に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・管内事業者のBCP策定等取組状況を地域景況調査、景気動向調査と併せて年1回実施する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害が発生したと仮定した訓練に参加する。その際には当市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 当所職員の安否確認

- ・発災後なるべく速やかに当所職員の安否確認

平日昼間の場合は商工会議所へ連絡する。夜間・休日の場合は事務局長または相談所長へ連絡する。連絡方法は電話を基本とするが通じない場合は SNS 等繋がるものを利用する。その際の報告事項は下記とする。

- ①本人ならびに家族の安否
- ②業務従事の可否
- ③自宅並びに自宅周辺の大まかな状況

2) 市内事業所の被害状況確認

1. 安全に通勤できる方法にて商工会議所へ集合する。
2. 相生市市民生活部地域振興課へ電話または直接出向き市内の大まかな被害状況を確認する。
3. 被害が出ている地域の事業所を訪問し、被害状況を確認する。
4. 被害地域へ近づけない場合や、二次災害を起こす可能性が高い場合などは、該当地域の事業所に対し電話、SNS などで安否・被害状況の把握を行う。また、被害地域が全市にわたる場合は、状況が分かる地域から確認を行う。

【被害状況の表現】

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・市内 10%程度 (110 社程度) の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・市内 1%程度 (11 社程度) の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・市内 1%程度 (11 社程度) の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・市内 0.1%程度 (1 社以上) の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

※感染症流行や、新型インフルエンザ当対策特別措置法に基づき、政府による「緊急事態宣言」が発出された場合は、相生市における感染症対策本部設置に基づき当所による感染症対策を行う。

3) 被害状況の情報共有

1. 市は一般家屋・施設関係の被害や道路状況等を主に把握することに努め、当所は事業所の被害状況把握に努める。
2. 本計画により、当所と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。
但し被害地域と無理なく連絡が取れる状態で、新たな被害報告が無くなった場合は以下の期間を待たず通常の状態に戻す。

発災後～1週間	1日に3回共有する
2週間～3週間	1日に2回共有する
4週間～2ヶ月	1日に1回共有する
3ヶ月以降	2日に1回共有する

4) 応急対策の方針決定

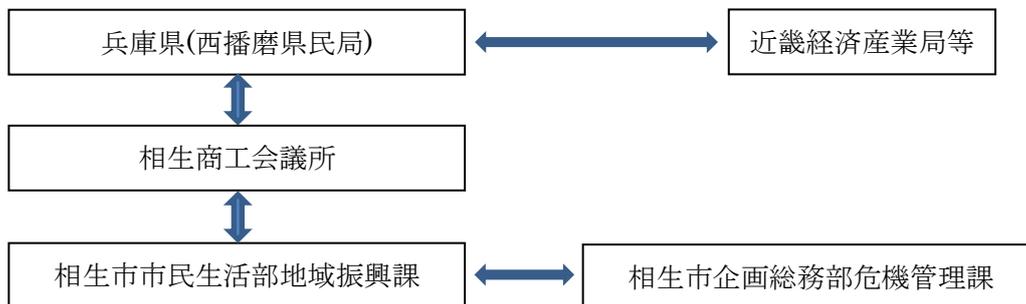
- ・当市と当所の間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

事業所の被害状況把握の例（豪雨における土砂災害・浸水災害の場合）

1. 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
2. 警報解除後、自宅周辺の状況把握に努め、電話・SNSなど可能な方法で事務局長または相談所長へ連絡を行う。但し自身並びに家族が被災し、緊急を要している場合はこの限りでは無い。
3. 安全に通勤できる方法にて商工会議所へ集合する。安全に通勤できる方法が無い場合は、その旨事務局長へ報告する。
4. 出勤後、相生市市民生活部地域振興課へ電話または直接出向き全市の大まかな被害状況を確認する。
5. 被害を被っている地域の事業所へは、職員が出向き被害の状況を確認するが、被害地域へ近づけない場合や、二次災害を起こす可能性が高い場合などは、該当地域の事業所に対し電話、SNSなどで安否・被害状況の把握を行う。また、被害地区が全市にわたる場合は、状況が分かる範囲から確認を行う。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当所と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当所と当市が共有した情報を、県の指定する方法にて当所又は当市より兵庫県（西播磨県民局）へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や兵庫県等からの情報や方針に基づき、当所と当市が共有した情報を兵庫県の指定する方法にて当所又は当市より兵庫県へ報告する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、事業に関する相談は当所で、生活全般に亘る相談は当市で実施する。(当所は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する)。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策(国や都道府県、市町等の施策)について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・大規模災害が発生し、当所職員だけでは対応が困難な時は、兵庫県商工会議所連合会を通じ、応援の要請を行う。

※ その他 ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

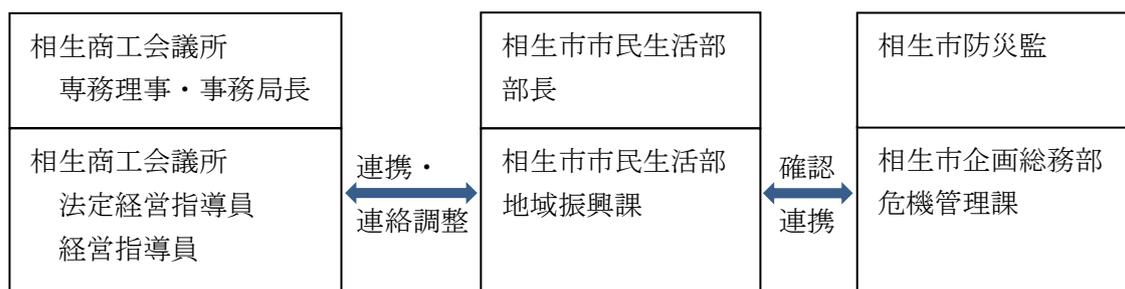
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和6年9月現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先 経営指導員 北川英樹 (連絡先は後述 (3) ①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

・本計画の具体的な取組の企画や実行

・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1年に1回以上)

(3) 商工会/商工会議所、関係市町村連絡先

①相生商工会議所 中小企業相談所

〒678-0031 兵庫県相生市旭3丁目1番23号

TEL : 0791-22-1234 / FAX : 0791-22-2290

E-mail : info@aioicci.jp

②相生市役所 市民生活部地域振興課

〒678-0031 兵庫県相生市旭1丁目1番3号

TEL : 0791-23-7133 / FAX : 0791-23-7137

E-mail : shokokanko@city.aioi.lg.jp

※ その他 ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	200	200	200	200	200
・ 専門家派遣費	100	100	100	100	100
・ セミナー開催費	50	50	50	50	50
・ パンフ、チラシ作成費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、相生市補助金、兵庫県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。